

## 大谷川さん! 7月12日、大阪高裁に控訴!!

7月6日、年休裁判大阪の原告である大谷川さんは、大阪地裁から不当判決を言い渡されました。不当で理不尽な判決を許さず、7月12日、大阪高裁に控訴してさらなる闘いを決意しました。

**大阪地裁の判決は、年休権には一切触れない不当な判決!**

- ・ 人員不足を理由とした年休の時季変更に違法性はない。
- ・ 5日前の時季変更権も不合理とはいえない。
- ・ 恒常的に要員不足があったとは認められない。

上記判決は、労働基準法第39条に違反し、労働者の権利である年休権には一切触れず、東京訴訟で東京地裁が認めた判断を全面的に覆す超反動判決です。

この裁判闘争を通じ、労働者をいかに効率的に働かせ、利益を上げていくかという視点しかない会社の労務政策の犯罪性を暴いてきました。そして職場では、他労組組合員から「大谷川さんのおかげで年休が出るようになりました」と職場の直面する現実を変革してきました。

**私たちは、敗北しても敗北主義にならず、この不当判決を怒りをもって糾弾し、大谷川さんと共に控訴審の勝利を目指し、闘いを進めていきます!!**